

大ホール使用における「道路使用許可」について

(2022.10.26)

宮城県民会館

[車両による搬入・搬出について]

- ◎ 原則として道路において車両による搬入・搬出の際は、「道路使用許可申請」が必要となります。
- ◎ 搬入口に面する道路幅は約 5.85m で「マンションの玄関口」や「コインパーキング出入り口」が隣接する通行量の多い道路です。
- ◎ 許可されるのは「搬入・搬出に必要な時間帯のみになりますので、それ以外は速やかに移動しなくてはならない。」等の条件が付きます。留め置きは禁止です。
- ◎ 電源車・中継車等の車両は、別途会館への届出が必要となります。
- ◎ 短時間で運転手が車両を離れない貨物の積卸しについては、申請の要・不要について直接仙台中央警察署交通課へ問合せ願います。

[許可申請提出方法]

- 1 申請書用紙は、仙台中央警察署交通課で配布又は宮城県警察本部ホームページよりダウンロードし入手することができます。申請書の作成部数は、3部です。
- 2 仙台市青葉区建設部道路課（青葉区役所8階）に道路使用許可申請書3部提出し、市の同意確認印が押印されたものが2部返却されます。
- 3 次に、仙台中央警察署交通課に、市の同意確認印が押印された2部を提出し許可申請します。
(証紙代 一件につき 2,300円)

仙台中央警察署	〒980-0022 仙台市青葉区五橋一丁目3番19号 Tel.022-222-7171
仙台市青葉区建設部	〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5番1号 Tel.022-225-7211

< 許可証は搬入・搬出時、必ず見えるようにトラックに携帯してください。 >